

# 【 自然災害への対応 】

静岡県立磐田北高等学校

## 1 暴風警報が出された場合

どのような状況においても、身の安全を最優先して、臨機応変に行動する。

時刻	学校・居住地・通学路	生徒の対応
午前6時	暴風警報 発令中	・自宅に待機するか、避難所等に避難する。
午前11時	暴風警報 発令中	・学校は休校または出席停止とする。
	暴風警報 解除	・安全に注意して登校する。

## 2 震度5強以上の地震が発生した場合

どのような状況においても、身の安全を最優先して、臨機応変に行動する。

状況	生徒の対応
在宅時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身の安全を確保しながら、安全な場所に移動する。 ( 日ごろから、地震が起こった場合の避難方法、集合場所、連絡方法等を家庭内で話し合っておく。 )</li> <li>・地震情報に注意し、午前11時までに安全が確認された場合は登校する。</li> <li>・午前11時の時点で安全が確認できなければ、その日は登校しない。 ( 遅刻または欠席の場合は、できるだけ状況を学校に連絡する。 )</li> <li>・必要に応じて、居住地域の避難所に避難する。</li> <li>・保護者が不在の場合は、連絡を取り合う。</li> </ul>
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身の安全を確保しながら、安全な場所に移動する。</li> <li>・公共交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従って避難行動をとる。</li> <li>・地震情報に注意し、安全に配慮しながら、自宅か学校に避難する。</li> <li>・必要に応じて、保護者と学校に安否を伝える。</li> </ul>
在校時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身の安全を確保する。</li> <li>・本校職員の指示に従って避難行動をとる。</li> <li>・下校の安全が確認された場合は、本校職員の指示により下校するか、保護者の迎えを待つ。</li> <li>・下校の安全が確認されない場合は、学校に残留し、保護者に連絡する。</li> </ul>
校外活動時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身の安全を確保する。</li> <li>・引率教員の指示に従って避難行動をとり、保護者に連絡する。</li> <li>・下校の安全が確認された場合は、引率教員の指示により下校するか、保護者の迎えを待つ。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身の安全を確保しながら、安全な場所に移動する。</li> <li>・地震情報に注意し、帰宅するか地域の避難所に避難をする。</li> <li>・保護者同伴でない場合は、保護者と連絡を取り合う。</li> </ul>

生徒が学校に残留する場合：

生徒の居住地に(大)津波警報が出されている場合

公共交通機関のマヒ、通学路の遮断、居住地の崩壊等により帰宅が困難な場合

その他、危険が予想される場合

### 3 (大)津波警報が出された場合

どのような状況においても、身の安全を最優先して、臨機応変に行動する。

時刻	学校・居住地・通学路	生徒の対応
午前6時	(大)津波警報 発令中	・自宅に待機するか、避難所等に避難する。
午前11時	(大)津波警報 発令中	・学校は休校または出席停止とする。
	(大)津波警報 解除	・安全に注意して登校する。

### 4 「A：東海地震注意情報」または「B：東海地震予知情報」(警戒宣言)が出された場合

どのような状況においても、身の安全を最優先して、臨機応変に行動する。

状況	生徒の対応
在宅時	・地震情報AまたはBが解除されるまで登校しない。 ・地震情報に注意して地震に備えるとともに、必要に応じて居住地区の避難所に避難する。 ・午前11時まで地震情報AまたはBが解除されない場合、その日は登校しない。
登下校中	・地震情報に注意し、安全に配慮しながら、自宅が学校に避難する。 ・必要に応じて、保護者と学校に状況を伝える。
在校時	・地震情報AまたはBが解除された場合、または安全が予想される場合は、本校職員の指示により下校する。 ・地震情報AまたはBが解除されない場合で、危険が予想される場合は、学校に残留し、保護者に連絡する。
校外活動時	・直ちに活動を中止し、地震情報に注意しながら、引率教員の指示に従って下校するか学校に避難する。 ・保護者に連絡をとり、迎えを待つ。
その他	・地震情報に注意し、帰宅するか安全な場所に避難する。 ・保護者同伴でない場合は、保護者と連絡を取り合う。

## 【 感染症への対応 】

1 予防 予防接種、健康管理、健康観察

2 感染の兆候 医療機関受診、感染防止、学校への連絡

3 出席停止期間

(1) 第1種感染症 治癒するまで

[鳥インフルエンザ、ジフテリア、急性灰白髄炎、ペスト、痘そう、・・・]

(2) 第2種感染症 感染症の種類により決められた期間まで

[インフルエンザ、百日咳、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、・・・]

(3) 結核及び第3種感染症 医師により、感染の恐れがないと認められるまで

[結核、コレラ、腸チフス、流行性角結膜炎、細菌性赤痢、・・・]

(4) 感染性胃腸炎 医師が出席停止と判断した場合のみ、医師の認める期間まで